

長野県福祉のまちづくり条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第6条）</p> <p>第2章 福祉のまちづくりのための施策（第7条—<u>第13条</u>）</p> <p>第3章 特定施設の整備（<u>第14条—第25条</u>）</p> <p>第4章 雑則（<u>第26条</u>）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、「障害者等」とは、障害者、高齢者、<u>傷病者、妊産婦、乳幼児を同伴する者その他の者</u>で日常生活又は社会生活における行動に制限を受けるものをいう。</p> <p>2 この条例において、「特定施設」とは、官公庁施設、社会福祉施設、医療施設、教育施設、文化施設、公共の交通機関の施設、宿泊施設、娯楽施設、店舗、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用する施設及びこれらに準ずる施設で規則で定めるものをいう。</p> <p>（啓発活動及び教育）</p> <p><u>第8条 県は、県民に対し、福祉のまちづくりへの積極的な参加を促進するため、福祉のまちづくりに関する学習の機会の提供その他の啓発活動を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>県は、児童及び生徒の福祉のまちづくりへの理解を深めるため、福祉に関する体験学習、ボランティア活動その他の教育の充実を図るものとする。</u></p> <p>（情報の提供等）</p> <p>第9条 県は、県民及び事業者に対し、福祉のまちづくりに関する情報の提供又は技術的な助言を行うものとする。</p> <p>（障害者等の移動の支援）</p> <p><u>第10条 県は、障害者等の行動範囲を拡大し、積極的に社会参加ができるようにするため、県民及び事業者と協力し、障害者等のための自動車の駐車のために供する部分の適正な利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>第11条 （略）</p> <p>（障害者等の意見の反映）</p> <p>第12条 県は、福祉のまちづくりのための施策に障害者等の意見を反映させる</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第6条）</p> <p>第2章 福祉のまちづくりのための施策（第7条—<u>第9条</u>）</p> <p>第3章 特定施設の整備（<u>第10条—第21条</u>）</p> <p>第4章 雑則（<u>第22条</u>）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、「障害者等」とは、障害者、高齢者<u>その他</u>日常生活又は社会生活における行動に制限を受ける者をいう。</p> <p>2 この条例において、「特定施設」とは、官公庁施設、社会福祉施設、医療施設、教育施設、文化施設、公共の交通機関の施設、宿泊施設、娯楽施設、店舗、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用する施設及びこれらに準ずる施設で規則で定めるものをいう。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>ため、関係者が意見の交換をする場を設けることその他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第13条 (略)</p> <p>第3章 特定施設の整備 (特定施設整備基準等)</p> <p>第14条 知事は、特定施設における出入口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場その他の部分で不特定かつ多数の者の利用に供するもの(次項及び第22条において「出入口等の部分」という。)の構造及び設備の整備に関し、障害者等が安全かつ容易に利用できるようにするための必要な基準(以下「特定施設整備基準」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第15条～第17条 (略) (勧告)</p> <p>第18条 知事は、第16条第1項の規定による届出を行わないで特定施設の新築等の工事に着手し、若しくは施設の用途を変更して特定施設とした者又は同項の規定による届出(同条第2項の規定による届出をした者にあつては、当該届出)の内容と異なる工事を行った者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>第19条～第24条 (略) (国等に関する特例)</p> <p>第25条 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体(以下この条において「国等」という。)については、第16条から第19条まで、第23条第2項及び前条の規定は、適用しない。ただし、知事は、必要があると認めるときは、特定施設の新築等をしようとする国等(施設の用途を変更して特定施設としようとする場合を含む。)に対し、当該特定施設の特定施設整備基準への適合状況その他必要な事項について報告を求めることができる。</p> <p>2 知事は、第23条第1項又は前項の報告があったときは、当該報告を行った国等に対し、必要な要請を行うことができる。</p> <p>第4章 雑則 (補則)</p> <p>第26条 (略)</p>	<p>第9条 (略)</p> <p>第3章 特定施設の整備 (特定施設整備基準等)</p> <p>第10条 知事は、特定施設における出入口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場その他の部分で不特定かつ多数の者の利用に供するもの(次項及び第18条において「出入口等の部分」という。)の構造及び設備の整備に関し、障害者等が安全かつ容易に利用できるようにするための必要な基準(以下「特定施設整備基準」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第11条～第13条 (略) (勧告)</p> <p>第14条 知事は、第12条第1項の規定による届出を行わないで特定施設の新築等の工事に着手し、若しくは施設の用途を変更して特定施設とした者又は同項の規定による届出(同条第2項の規定による届出をした者にあつては、当該届出)の内容と異なる工事を行った者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>第15条～第20条 (略) (国等に関する特例)</p> <p>第21条 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体(以下この条において「国等」という。)については、第12条から第15条まで、第19条第2項及び前条の規定は、適用しない。ただし、知事は、必要があると認めるときは、特定施設の新築等をしようとする国等(施設の用途を変更して特定施設としようとする場合を含む。)に対し、当該特定施設の特定施設整備基準への適合状況その他必要な事項について報告を求めることができる。</p> <p>2 知事は、第19条第1項又は前項の報告があったときは、当該報告を行った国等に対し、必要な要請を行うことができる。</p> <p>第4章 雑則 (補則)</p> <p>第22条 (略)</p>